

令和7年10月6日

令和7年度第3回

日立市上下水道事業経営審議会

日立市上下水道事業経営戦略改定 (水道料金体系の見直し)について

日立市企業局上下水道部

○目 次

1	水道料金改定の背景	P 1
2	料金改定率について	P 2
3	水道料金体系について	P 3
4	新料金体系で考慮する点	P 5
5	改定後の水道料金（例）	P 6
6	基本料金と従量料金の割合	P 7

1 水道料金改定の背景

(1) 本市の水道施設は老朽化が進行するとともに、近年では、自然災害が頻発化・激甚化しており、管路や施設の老朽化対策や耐震化対策について強化を図る必要がある。

今後は管路に加え、浄水場等の施設の更新事業にも本格的に着手（将来の水需要を見極めながら、ダウンサイジングや統廃合を検討）するため、事業費の平準化を図りながら計画的に推進する。

(2) 一方、人口減少による給水人口や有収水量の減少に伴い、主要な財源である料金収入は減少傾向にあり、水道事業は厳しい経営環境に置かれている。

(3) 施設の老朽化対策、耐震化対策事業を推進し、安心、安全な水道事業サービスを安定的に提供するため、経営基盤強化に向けた水道料金の見直しを行う。

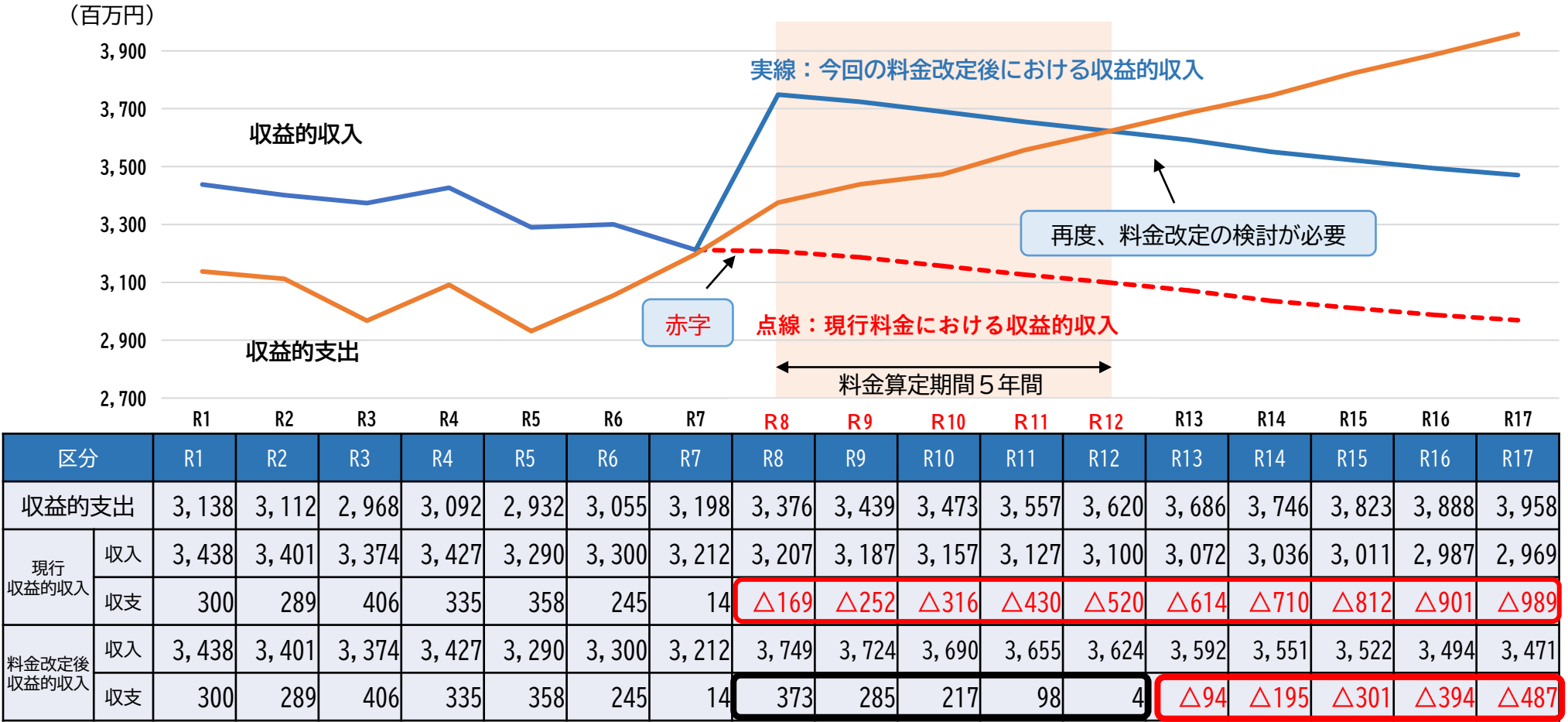
2 料金改定率について

水道料金における収支の見通し

現行水道料金における収支見通しは令和8年度に赤字となり、料金算定期間(5年間)の料金収入の不足額を解消するために、**水道料金を平均で20%改定**する必要がある。

※料金改定後の令和13年度に再び収支が赤字に転じる見込みであり、再度、料金改定の検討が必要となる。

収益的収入	水道料金、 一般会計負担金等
収益的支出	修繕費、動力費、 減価償却費等



3 水道料金体系について

(1) 基本料金・従量料金

【日立市の料金構成】

区 分	特 徴	収入割合 (R6年度決算見込)
基本料金	<u>使用水量の有無にかかわらず負担いただく料金</u> ⇒使用水量の増減による収入への影響がない。	42.56%
従量料金	<u>使用水量に応じて1 m³当たりの単価に乗じた額を 負担いただく料金</u> ⇒使用水量の増減により収入への影響が生じる。	57.44%

(2) 現在の料金体系の特徴

単身世帯や高齢者世帯などの少量使用者の負担を軽減

逓増型従量料金制を採用し、一般家庭を中心とした小口径(13mm～25mm)の使用水量10m³までの単価(23円)を抑えることで、低廉な生活用水を提供している。

(※逓増型従量料金制：使用水量に応じて従量料金単価が高くなる制度)

(3) 現在の料金表

(税抜き)

水道メーター 口径(mm)	専 用 栓					特別計量栓・湯屋栓	
	基本料金	従 量 料 金 (1m ³ につき)				基本料金	従量料金 (1m ³ につき)
		第1ブロック	第2ブロック	第3ブロック	第4ブロック		
13	790 円	1～10m ³ まで23円	21～30m ³ まで 144円	31～100m ³ まで 180円	101m ³ 以上 219円	500 円	特別計量栓 341円
20	1,210 円					900 円	
25	1,570 円					1,270 円	
30	1,820 円	1～20m ³ まで126円	21～30m ³ まで 144円	31～100m ³ まで 180円	101m ³ 以上 219円	1,820 円	湯屋栓 104円
40	3,000 円					3,000 円	
50	4,500 円					4,500 円	
75	10,000 円					10,000 円	
100	17,500 円					17,500 円	
150	39,000 円					39,000 円	
200	69,000 円					69,000 円	

※特別計量栓・・・消火訓練や工事現場での仮設使用など特別な用途又は臨時に給水するもの

湯屋栓・・・銭湯などの営業用に給水するもの

4 新料金体系で考慮する点

(1) 一般家庭(13mm～25mm)に配慮した料金体系 (※現行料金体系の考え方を踏襲)

物価高騰が続く厳しい社会情勢を踏まえ、一般家庭(13mm～25mm)で使用水量がおおむね30m³/月までの使用者に対する改定率を**20%未満に抑制する**。

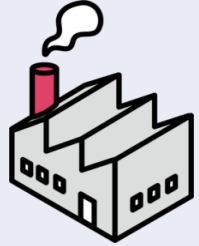
(※全体の平均改定率は20%)

(2) 安定的な経営を確保するための料金体系

使用水量が減少傾向にある中で、安定的な経営を確保するため、使用水量の減少に影響されにくい基本料金の収入割合を現状以上とする。

5 改定後の水道料金（例）

※1 か月当たりの料金（税込み）

水道メーター 口径		1 3mm	2 0mm		3 0mm	5 0mm
使用水量		1 0m ³	2 0m ³	3 0m ³	5 0m ³	8 0m ³
イメージ		単身世帯  高齢者  学生	2人世帯  3人世帯 	3人世帯  4人世帯 	飲食店 	工場 
水道料金（税込み）	現行 料金	1, 1 2 2円 基本：869円 従量：253円	2, 9 7 0円 基本：1, 331円 従量：1, 639円	4, 5 5 4円 基本：1, 331円 従量：3, 223円	1 0, 3 1 8円 基本：2, 002円 従量：8, 316円	1 9, 2 0 6円 基本：4, 950円 従量：14, 256円
	改定後 料金	1, 3 3 1円 基本：1, 034円 従量：297円	3, 5 3 1円 基本：1, 595円 従量：1, 936円	5, 4 5 6円 基本：1, 595円 従量：3, 861円	1 2, 4 1 9円 基本：2, 398円 従量：10, 021円	2 3, 1 8 8円 基本：5, 940円 従量：17, 248円
	差額 （改定率）	+ 2 0 9円 (1 8. 6%) 基本：18.9% 従量：17.4%	+ 5 6 1円 (1 8. 9%) 基本：19.8% 従量：18.1%	+ 9 0 2円 (1 9. 8%) 基本：19.8% 従量：19.8%	+ 2, 1 0 1円 (2 0. 4%) 基本：19.8% 従量：20.5%	+ 3, 9 8 2円 (2 0. 7%) 基本：20.0% 従量：21.0%

6 基本料金と従量料金の割合

使用水量の減少の影響を受けにくい基本料金の収入割合は、令和6年度決算見込みに比べ、新料金体系では微増となる。

【日立市の収入割合】

区分	基本料金	従量料金
改定前 (R6決算見込)	42.56%	57.44%
改定後 (新料金体系)	43.04%	56.96%

※(参考)H26改定時
基本料金：39.01% 従量料金：60.99%

【参考】県内他事業体（令和5年度決算ベース）

収入割合 (R5決算)	基本料金	従量料金
水戸市	37.70%	62.30%
ひたちなか市	38.36%	61.64%
つくば市	42.39%	57.61%
常陸太田市	42.11%	57.89%
高萩市	45.18%	54.82%
北茨城市	32.09%	67.91%